

# 働き方改革推進支援助成金 適用猶予業種等対応コース

令和5年  
4月1日  
制度創設!!

2024年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等の中小企業事業主が  
労務管理用機器等の導入などを実施し、改善の成果を上げた事業主に対して助成されます。

～令和5年11月30日まで

## 対象事業主

以下のいずれにも  
該当する事業主です。

- 働き方推進支援助成金(年休促進支援コース)の①②の要件を満たすこと
- 交付申請時点で、下記「成果目標」①から④の設定に向けた条件を満たしていること
- 建設業・運送業・病院等の中小企業者であって労働者数が300人以下もしくは出資金が3億円以下(病院等は5,000万円以下)であること

## 成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、  
達成を目指して取り組みを実施してください。

### ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日 労働時間数を縮減させること

- イ 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定(建設業・運送業)
- ロ 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定(病院等)

### ② 4週5休から4週8休以上の範囲で所定休日 を増加させること(建設業)

### ③ 9時間以上の勤務間インターバル制度の規定 を新たに導入すること(運送業・病院等)

### ④ 医師の働き方改革推進に関する取組として イ・ロの両方を全て実施すること(病院等)

- イ 労務管理体制の構築等
- ロ 医師の労働時間の実態把握と管理

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

## 助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる  
取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。

以下のいずれか低い額

A	1～4の <b>上限額</b>
B	対象経費の合計額×補助率3/4(※1)

助成額最大  
930万円

(※1)  
常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

### 1 成果目標①(イ・ロ)の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数 (現に有効な36協定において、 時間外労働と休日労働の合計時間数)			
	月100時間 超で設定	月90時間 超で設定	月80時間 超で設定	月60時間 超で設定
時間外労働時間数等を月60時間以下に	—	—	250万円	200万円
時間外労働時間数等を月60時間を超え、月80時間以下に	—	—	150万円	—
時間外労働時間数等を月80時間以下に設定	250万円	200万円	150万円	—

### 2 成果目標②の上限額:1日増加ごとに**25万円** (最大100万円)

### 3 成果目標③の上限額

休憩時間数	「新規導入」に該当する取組がある	「新規導入」に該当する取組がなく、「適用範囲の拡大」か「時間延長」に該当する取組がある
9時間以上 11時間未満	100万円	200万円
11時間以上	150万円	75万円

### 4 成果目標④の上限額:**50万円**

※ 上記とは別に賃金引き上げ加算あり  
(参照は年休促進コースを参照)

## 支給対象となる取組

いずれか1つ以上を実施

- 労務管理担当者に対する研修(※1)
- 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 人材確保に向けた取り組み
- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※2)
- 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※2)

(※1) 研修には、業務研修も含まれます。(※2)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。